

## 教育庁福利厚生関係様式集【記入例】

### 【公立学校共済組合】

#### 7 貸付関係

様式頁	様 式 名
55	貸付申込書(一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭)
56	貸付申込書(住宅・住宅災害・介護構造部分に係る住宅)
57	借用証書(一般・特別・住宅・住宅災害・介護(住宅)・介護(住災)・教育・災害・医療・結婚・葬祭・特例住災・介護(特例住災)・特定住災・介護(特定住災))
58	貸付事業における個人情報に関する同意書
59	借入状況等申告書
60	一部繰上償還申出書
61	全額繰上償還申出書
62	償還猶予申出書
63	償還猶予等申出書(特定住宅災害等)
64	工事承諾書(住宅)
65	誓約書(住宅)
66	在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書(介護構造(住宅))
67	完了報告書(住宅)
68	建築報告書(住宅)
69	証明書(結婚)

#### 【注意】

1 貸付関係の書類については、プリントアウトした様式に記入する方法で作成してください。

2 「貸付申込書(住宅・住宅災害・介護構造部分に係る住宅)」  
 「貸付事業における個人情報に関する同意書」 は、用紙サイズをA3に設定して印刷してください。

3 「貸付事業における個人情報に関する同意書」  
 「借入状況等申告書」 は、裏面もありますので、両面印刷してください。

様式第1号(1)

共済組合 記入欄	貸付番号	第	号	貸付 年月日	給与支 給機関		
	決定金額				円	毎月償還	円
						ボーナス償還	円

<input checked="" type="radio"/> 11一般 ・ 12特別 ・ 41教育 ・ 51災害 61医療 ・ 71結婚 ・ 72葬祭 (○で囲む)					貸付申込書			所属コード	60001		
								職員番号	056789		

申込金額	20000000 円							内訳	毎月償還	10000000 円						
										ボーナス償還	10000000 円					

希望還す回数	償還回数		1回当たりの償還額		貸付区分 (○で囲む)		新規・借換				
	毎月償還	120 回	8,900 円		貸付種別		毎月償還	ボーナス償還			
	ボーナス償還	20 回	53,245 円		一般貸付		17,800 円				

給料月額		433,576 円				借受中の貸付金の償還額	特別貸付	円			
給料月額の10分の3に相当する額		130,072 円					住宅貸付	円			
給料月額の10分の6に相当する額		260,145 円					介護構造部分に係る貸付	円			
							住宅災害貸付	円			

申込事由	自動車購入費用					教育貸付	17,232 円	円			
対象者氏名	続柄( )					災害貸付	円				
入学又は修学する学校名 (教育貸付の場合のみ記入)						医療貸付	円				
						結婚貸付	円				
						葬祭貸付	円				
						合計	35,032 円	円			

団体信用生命保険(教育貸付けの場合のみ○で囲む)	適用・非適用
--------------------------	--------

公立学校共済組合貸付規程に基づいて、一般貸付保険の適用を受けるとし、上記の金額を借り受けたいので、申し込みます。  
 令和 4 年 10 月 10 日  
 公立学校共済組合山口支部長 様

申込 人	所属所名	山口市立滝町小学校 (TEL) 083-933-4570		
	現住所	〒753-0072 山口市大手町2-18 (TEL) 083-922-1234		
	組合員資格 取得年月日	昭和・平成・令和 4 年 4 月 1 日		
	職名	教諭	氏名	公立 花子 (公) (印) 昭和43年2月2日生(満54歳)

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。  
 令和 4 年 10 月 10 日  
 所属所名 山口市立滝町小学校 所 所  
 所属所長名 校長 山口 一郎 長 印 属

- 注意 (1) 申込金額は、必要額の範囲内で10万円単位とし、ボーナス償還は、申込金額の2分の1以内で50万円単位とすること。  
 (2) 給料月額欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。  
 (3) 対象者氏名の欄は、一般貸付け以外の貸付けで、申込事由が対象者が申込人以外の場合に記入すること。  
 (4) 申込人は自書すること。(HP-不可)  
 (5) 所属所長の印章は、公印とすること。  
 (6) 申込人の印章は、スタンプ印不可。

添付書類は裏面参照。

## 借入状況等申告書

公立学校共済組合山口支部長 様

令和 4年 10月 10日

申 込 人	所属所名	<b>山口市立滝町小学校</b> <span style="float: right;">(TEL) 083-933-4570</span>	
	職 名	フリガナ	<b>コウリツ ハナコ</b>
	<b>教諭</b>	氏 名	<b>公立 花子</b>

※必ず本人が署名してください。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

<当共済組合の借入状況>

(単位:円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借換え・償還中	8,900	53,245
特別貸付け	新規・借換え・償還中		
住宅貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
住宅災害貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借換え・償還中		
教育貸付け	新規・借換え・償還中	17,232	
災害貸付け	新規・借換え・償還中		
医療貸付け	新規・借換え・償還中		
結婚貸付け	新規・借換え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借換え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
合 計		(A) style="color: red;">26,132	(B) style="color: red;">53,245

(注)1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「1回当たりの償還額」欄には、借換えの場合は借換え後の1回当たり償還額を記入してください。

3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。

4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。

5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位:円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
滝町銀行	新規借入	年 月 日		
	既借入	H30年 3月 1日	18,000,000	800,000
山口県教職員 互助会	新規借入	R4年10月31日	2,000,000	349,812
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計				(C) 1,149,812

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例:4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)
- 3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例:4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)

<申込人の給料月額>

(D) 433,576 円

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A)×12	(B)×2	(C)	左の合計	≤	(D)×4.8
313,584	106,490	1,149,812	1,569,886		2,081,164

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合(債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。)は貸付申込みを受け付けることはできません。